議案第7号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例等の一部改正について

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成 17年愛西市条例第39号)等の一部を改正する条例を別紙のように定める ものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、平成27年8月6日に出された人事院の国会及び 内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長 の期末手当を改定するに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例等の一部を改正する条例

(愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の 一部改正)

- 第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の162.5」を「100分の 167.5」に改める。
 - (1) 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成17年愛西市条例第39号)第6条第2項ただし書
 - (2) 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年愛西市条例第42号)第4条ただし書

(愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例(平成27年愛西市条例 第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」 に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成27年愛西市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を削る。

附則第3項中「前項の規定する」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる」に改め、同項を附則第2項とし、同項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

(愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の

一部改正)

- 第4条 次に掲げる条例の規定中「100分の147.5」を「100分の 150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。
 - (1) 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条 例第6条第2項ただし書
 - (2) 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第 4条ただし書
 - (3) 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例第2条第3項ただし書 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条から第3条までの規定は公布の日から、第4条の規定 は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の各条例の規定は、平成27 年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条及び第2条の規定による改正後の各条例の規定を適用する場合に おいては、第1条及び第2条の規定による改正前の各条例の規定に基づい て支給された期末手当は、第1条及び第2条の規定による改正後の各条例 の規定による期末手当の内払とみなす。